

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月1日

【会社名】 愛三工業株式会社

【英訳名】 AISAN INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小林 信雄

【本店の所在の場所】 愛知県大府市共和町一丁目1番地の1

【電話番号】 大府(0562)47-1131(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐藤 健二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目7番2号

【電話番号】 東京(03)3271-5321

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 平田 雅浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
347,694,000円

(注) 新株予約権証券の発行については、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われなかった場合および本新株予約権が消却された場合には減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が平成25年7月1日に確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権）

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示している。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	(注2)
----------------	------

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,002円(注2)
----------------	------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 291,480,000円(注3)
---------------------------------	--------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 347,694,000円(注3)
---------------------------------	--------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<u>1 発行価格は行使価額と同額(注2)</u> <u>2 資本組入額(注4)</u>
-------------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	当社普通株式1株の発行価格 1,002円 当社普通株式1株の資本組入額 501円(注4)
-------------------------------------	---

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 <省略>

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる、以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。つまり新株予約権の行使時の払込金額は、平成25年7月1日に決定する予定である。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成25年6月7日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする)である。
なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。(本金額は平成25年7月1日に決定する予定)
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から 定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

(注) 1 <省略>

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,002円に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から 定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(注1)	発行諸費用の概算額(注2)	差引手取概算額
291,480,000円	150,000円	291,330,000円

- (注) 1 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成25年6月7日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする)であります。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用90,000円、有価証券届出書作成費用50,000円、事務委託費用10,000円を予定しております。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割り当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額および差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(注1)	発行諸費用の概算額(注2)	差引手取概算額
347,694,000円	150,000円	347,544,000円

- (注) 1 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用90,000円、有価証券届出書作成費用50,000円、事務委託費用10,000円を予定しております。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割り当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額および差引手取概算額は減少いたします。